

報道発表資料の配付日時 令和7年(2025年)7月24日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	深川保健所管内における水痘注意報の発令について
概要	深川保健所管内(※)において、水痘注意報を発令しましたので、お知らせします。  ※ 深川保健所管内・・・ 深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
参考	○注意報・警報発令状況 今年度2度目の注意報発令となります。 なお、直近の注意報・警報発令は次のとおりです。 ・注意報・・・令和7年6月5日付け発令(令和7年第22週) ・警報・・・令和7年5月22日付け発令(令和7年第20週)  ○他疾病の注意報・警報の発令状況 他疾病において、令和7年5月22日付けで発令した伝染性紅斑警報は継続中です。

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	北海道空知総合振興局保健環境部深川地域保健室(深川保健所) (健康推進課長 佐藤 一美) TEL 0164-22-1421 内線 6-493-3
-------------	--

# 水痘の流行について（注意報）

令和7年7月24日（木）15時00分

北海道深川保健所

電話：0164-22-1421

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第29週（令和7年7月14日～20日）において、深川保健所管内（※）の定点あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、深川保健所管内（※）において大きな流行が発生する可能性が高いので、感染予防に努めるようお願いいたします。

※深川保健所管内・・・深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町

記

## 1 水痘の予防

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

## 2 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

## 3 その他

(1) 最近5週間における定点医療機関からの患者報告数（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第25週 (6/16～6/22)	第26週 (6/23～6/29)	第27週 (6/30～7/6)	第28週 (7/7～7/13)	第29週※ (7/14～7/20)
深川保健所	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	2(1.00)
全道	71(0.70)	58(0.57)	42(0.41)	45(0.44)	-(-)
全国	1,032(0.44)	1,291(0.55)	934(0.40)	-(-)	-(-)

※第29週の患者報告数は速報値

第28週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した各保健所管内の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令します。

### ① 水痘注意報

流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

注意報	基準値
定点あたり患者数(人)	1

### ② 水痘警報

大きな流行が発生または継続しつつあると疑われることを指します。

警報	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	2	1